

レンタルサービスのご利用について

あなたを支える。笑顔をふやす。福祉用具の販売・レンタル。

必要なものを、必要なときに必要な期間だけ。豊富な品揃えで「迅速・良質・安心」のサービスをあなたへ

商品選びのご相談からアフターサービスまで、責任を持ってお手伝いいたします。

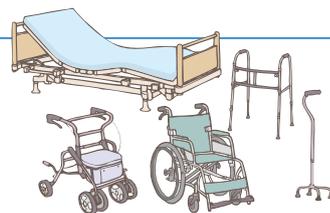
1 ご相談・お問い合わせ

- お気軽に弊社までご相談ください。



2 福祉用具選びの助言

- 当社の福祉用具専門相談員が、ご利用者様の生活に必要な福祉用具についてのアドバイスをいたします。
- アドバイスの内容にご納得していただければ、商品を決定し、納品日、納品場所などをご相談のうえ、お申し込みください。



3 ご契約

- 重要事項説明を行います。
- 契約書のご確認、ご記入。
- 銀行自動振替申込書の作成。
- レンタルサービス料金のお支払い。

最低契約期間は
1か月



4 納品・組み立て商品説明

- 当社の福祉用具専門相談員がお伺いし、納品した商品を調整し、使用方法・使用上の注意事項などを商品と取扱説明書を用いてご説明いたします。



5 ご利用・アフターサービス

- 必要に応じて、ご利用の福祉用具の使用状況、適合状況をお尋ねします。
- 不具合がある場合は弊社までご連絡ください。
- 身体状況が変化したなどの理由で商品の変更をご希望の場合は、居宅介護支援事業者または弊社までご連絡ください。



6 ご解約・引き上げ

- レンタル契約を終了し、引き取りをご希望される場合は、居宅介護支援事業者または弊社まで引き上げご希望日時をご連絡ください。



洗浄・消毒・保管

引き上げた商品は速やかに消毒を実施。
洗浄および点検、補修の後、新たな利用まで万全に保管します。



レンタル料について

1. レンタルは1か月単位でご利用いただけます。カタログに表示されているレンタル料は1か月分のご利用料金額です。

開始月と終了月のレンタル料は以下の通りとなります。

① レンタル開始月のレンタル料

契約日とその月の15日以前
▶ 1か月分の全額

契約日とその月の16日以降
▶ 1か月分の半額



② レンタル終了月のレンタル料

解約日とその月の15日以前
▶ 1か月分の半額

解約日とその月の16日以降
▶ 1か月分の全額



③ レンタル開始と終了が同じ月内に行われた場合

レンタル料は1か月分
全額となります。



2. 介護保険が適用される場合、ご自身でお支払いいただくレンタル料はご利用者負担の金額(レンタル料の1割※)のみです。

※平成30年4月の介護保険法(平成9年法律第123号)の改正により、平成30年8月1日から一定以上の所得のある場合、自己負担が2割又は3割となりました。詳しくは、市町村にご確認ください。

3. 介護保険が適用されない場合、あるいは介護保険でのご利用上限額を超える場合は、レンタル料全額がご利用者負担となりますのでご了承ください。

※期間別の料金設定はしていません。

介護保険制度のご利用について

介護保険制度は40歳以上の国民が納める保険料と税金で運営されており、その運営主体は、市区町村です。

介護保険制度の対象者

●65歳以上の方(第1号被保険者)

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)や、常時の介護までは必要ないが身支度など日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)になった場合にサービスが受けられます。

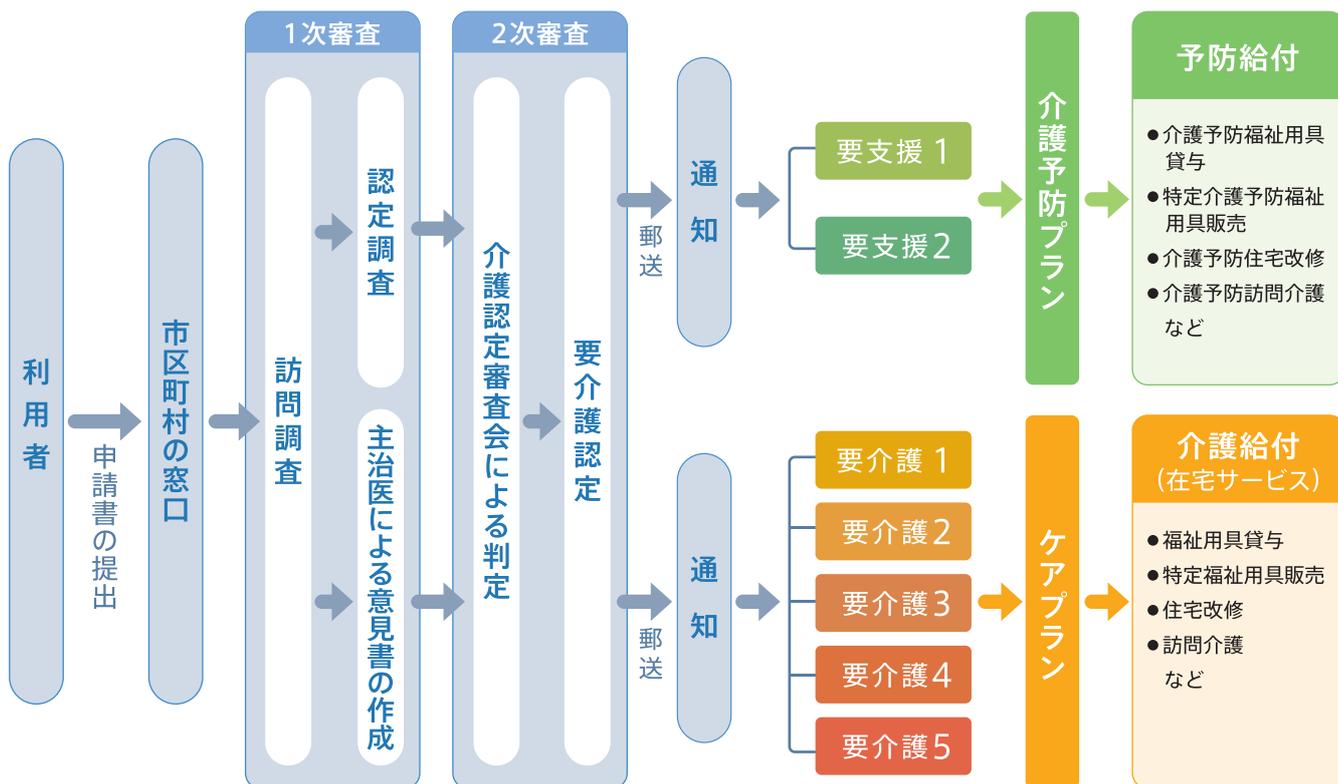
●40歳から64歳までの医療保険に加入している方(第2号被保険者)

初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる以下の病気(特定疾病)により要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられます。

特定疾患

- 筋萎縮性側索硬化症(ALS)
- 後縦靭帯骨化症(OPPL)
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- パーキンソン病関連疾患
- 閉塞性動脈硬化症(ASO)
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん

介護保険の利用手続きとサービスの内容



福祉用具レンタルサービスについて

介護
レンタル

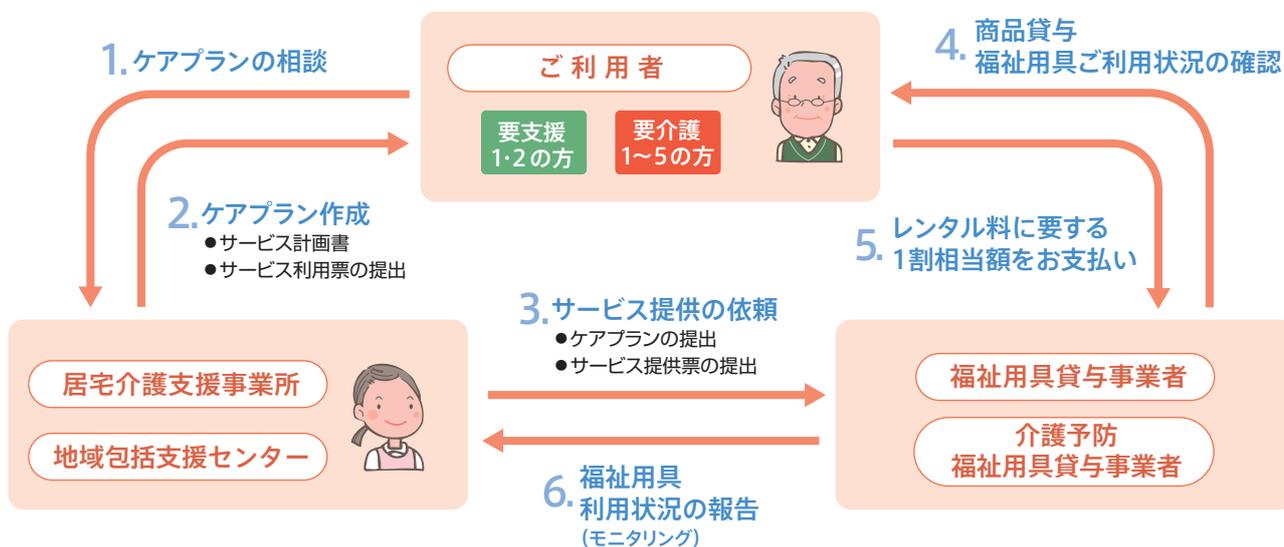
福祉用具貸与種目 要介護度に応じた支給限度額 福祉用具のレンタル費用の1割※のご負担でご利用いただけます。

種目	サービスコード	摘要（機能又は構造等）
車いす	(171001) (671001)	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る
車いす付属品	(171002) (671002)	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る
特殊寝台	(171003) (671003)	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの 1. 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 2. 床板の高さが無段階に調整できる機能
特殊寝台付属品	(171004) (671004)	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る
床ずれ防止用具	(171005) (671005)	次のいずれかに該当するものに限る 1. 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット 2. 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
体位変換器	(171006) (671006)	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く
手すり	(171007) (671007)	取り付けに際し工事を伴わないものに限る
スロープ	(171008) (671008)	段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る
歩行器	(171009) (671009)	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る 1. 車輪を有するものにあつては、体の前および左右を囲む把手等を有するもの 2. 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助つえ	(171010) (671010)	松葉つえ、カナディアン・クラッチ、ロフstrand・クラッチ、プラットホームクラッチ、及び多点杖に限る
認知症老人徘徊感知機器	(171011) (671011)	認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
移動用リフト (つり具の部分を除く)	(171012) (671012)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取り付けに住宅の改修を伴うものを除く）
自動排泄処理装置	(171013) (671013)	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）

※介護度によってご利用いただけない種目もあります。※サービスコードは、上段が福祉用具貸与、下段が介護予防福祉用具の番号です。

福祉用具レンタルサービス 福祉用具・介護予防福祉用具貸与のご利用手順

このサービスでは、ご自身（要介護者・要支援者）でお支払いいただくレンタル料は月額レンタル料の1割相当額のみとなります。※



※各市区町村により多少異なる場合があります。詳細はおたずねください。

※平成30年4月の介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成30年8月1日から一定以上の所得のある場合、自己負担が2割又は3割となりました。詳しくは、市町村にご確認ください。